

契約継続割引契約要綱

本 則

1 適 用

この契約継続割引契約（以下「この契約」といいます。）は、基本契約要綱の高圧業務用電力、特別高圧業務用電力、高圧電力または特別高圧電力（以下「主契約」といいます。）を契約されているお客さまで、当社と合意したときに適用いたします。

2 契約継続起算日

この契約における契約継続起算日は、この契約が成立した日の前年同日といたします。ただし、主契約の需給開始の日が、この契約が成立した日の前年同日以降にあたる場合は、主契約の需給開始の日といたします。

なお、主契約の変更にかかわらず、この契約の契約継続起算日は変更いたしません。

3 割引適用料金

この契約により割引適用となる主契約の料金は、契約継続起算日から1年目の同月同日を料金算定期間を含む月以降の各月の料金といたします。

4 料 金

各月の料金は、主契約によって料金として算定された金額から(1)によって算定された金額（以下「契約継続割引額」といいます。）を差し引いたものといたします。

(1) 契約継続割引額

契約継続割引額は、1月につき主契約の力率割引または割増し後の基本料金に(2)の契約継続割引率を乗じた金額といたします。

(2) 契約継続割引率

契約継続割引率は、以下のとおりといたします。

割引適用1年目	1.0パーセント
割引適用2年目	1.5パーセント
割引適用3年目以降	2.0パーセント

なお、割引適用1年目の契約継続割引率は、契約継続起算日から1年目の同月同日を料金算定期間を含む月から、契約継続起算日から2年目の同月同日を料金算定期間を含む月の前月までの主契約の料金に適用いたします。また、割引適用2年目の契約継続割引率は、契約継続起算日から2年目の同月同日を料金算定期間を含む月から、契約継続起算日から3年目の同月同日を料金算定期間を含む月の前月までの主契約の料金に適用いたします。また、割引適用3年目以降の契約継続割引率は、契約継続起算日から3年目の同月同日を料金算定期間を含む月以降の主契約の料金に適用いたします。

5 契約期間

契約期間は、この契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。ただし、契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、この契約の廃止または変更について申入れを行わない場合は、この契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。また、主契約が消滅した場合には、この契約は、主契約の消滅日に消滅するものといたします。

6 そ の 他

この契約継続割引契約要綱に定めのない事項については、主契約にかかわる規定を準用するものといたします。

附 則 （実施期日）

この要綱は、平成26年4月1日から実施いたします。